

# 日米関税合意（7月22日）の概要

- トランプ大統領は米国時間7月22日、日本との関税協議で合意に至ったと表明。日本政府も日本時間7月23日、合意を発表。日本の相互関税率は7月31日の大統領令で15%に引き下げ（8月7日～）決定。
- トランプ政権は、米国の対日輸出と日本の対米投資の拡大とあわせて、新たな関税枠組みは日米貿易に均衡をもたらすのに役立つと評価。

合意の内容	
米国の関税措置	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>日本に対する相互関税率を25%から15%に引き下げ</u>。</li><li>■ 一般関税率（MFN税率）が15%未満の品目にかかる税率は、<u>MFN税率と相互関税を合わせて15%</u>。MFN税率が15%以上の品目は、MFN税率のみ適用され、相互関税は適用されない。</li><li>■ 8月7日以降に徴収される相互関税のうち、<u>日米間の合意を上回る部分</u>について、<u>8月7日にさかのぼって払い戻し（遡及効）</u>がされると、米側より説明あり。</li><li>■ 1962年通商拡大法232条に基づく<u>自動車・同部品に対する25%の追加関税</u>を、<u>MFN税率を含めて15%</u>に引き下げる大統領令が、<u>相互関税に関する大統領令の修正と同じタイミングで</u>発出されると、米側より説明あり。</li><li>■ 半導体や医薬品に分野別関税が課される場合、日本が他国に劣後する扱いとはならない。</li></ul>
日本の対米投資	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、人工知能（AI）・量子など経済安全保障上、重要な分野について、日米が共に利益を得られる強靭（きょうじん）なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。</li><li>■ 日本企業が関与する医薬品や半導体などの重要分野での対米投資を促進すべく、<u>日本の政府系金融機関が最大5,500億ドルの出資・融資・融資保証を提供</u>することを可能に（出資の際の日米の利益配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9とする）。</li></ul>
日本の対米輸入	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 日本はバイオエタノール、大豆、トウモロコシ、肥料などを含む米国農産品、半導体、航空機などの購入を拡大。</li><li>■ コメについて、年間77万トン程度を無税で輸入する現行のミニマムアクセス（最低輸入量）の枠内で、日本国内の需給状況なども勘案しつつ、米国からの調達を増やす。</li><li>■ 今回の合意には農産品を含めて日本側の関税率引き下げは含まず。</li></ul>

# 日米合意に基づく関税引き下げの概要

- トランプ大統領は米国時間9月4日、日米合意を履行する大統領令を発表。**相互関税と自動車・同部品関税を日本政府の発表内容どおりに修正・引き下げ**。民間航空機・同部品には相互関税などは課さない。
- **相互関税の修正は8月7日に遡って適用。自動車・同部品、民間航空機・同部品に対する関税の修正は、9月16日から適用**。米国税関は9月15日、関税修正に関する**ガイダンス**を発表。

大統領令に基づく関税引き下げの内容	
相互関税	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>一般関税率（MFN税率）と合わせて15%。MFN税率が15%以上の品目に相互関税は課されない。</b></li><li>■ <b>関税率の修正は米国東部時間2025年8月7日午前0時1分以降の輸入に遡って適用</b>。余分に支払った関税は、米国税関・国境警備局（CBP）による標準的な還付手続きに従い還付される。CBPは関税が支払われる前の申請を求めており、可能な限り通関後10日以内の申請を推奨（注1）。 (注1) 関税を支払った後でも、関税清算前であれば事後修正（PSC）、清算済みの場合は異議申し立て（protest）が可能。PSCの詳細は<a href="#">CBPのウェブサイト</a>、<a href="#">ユーザーズガイド</a>を参照。異議申し立てでは、清算から180日以内に輸入者、代理人または弁護士がCBPに対して行える。通常、<a href="#">CBPフォーム19</a>というフォーマットが利用される。詳細は<a href="#">CBPのウェブサイト</a>参照。</li><li>■ MFN税率が従量税や混合税の場合、MFN税率に基づいて支払う関税額をその品目の関税評価額で割って従価税に換算した関税率を算出する（注2）。 (注2) 例えば、MFN税率が50セント/kgの従量税、1kgの関税評価額が10ドルの場合、従価換算関税率は<math>50\text{セント} \div 10\text{ドル} = 5\%</math>となる。</li><li>■ 適用除外品目など関税率以外の内容は変更なし。</li><li>■ <b>商務長官は、米国内で入手不可能（または米国内需要を満たすのに十分な規模で入手不可能）な天然資源、ジェネリック医薬品（原料、化学前駆体含む）に関して、日本产品に対する相互関税率をゼロに修正する権限を有する</b>。関税率の修正時期と対象品目は、米国の国益や大統領令の目的などに鑑みて決定する。</li></ul>
自動車・同部品関税	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税を合わせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない。</b></li><li>■ 関税率の修正は、<b>米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用</b>。</li><li>■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。</li></ul>
航空機・同部品	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>WTOの民間航空機貿易に関する協定の対象品目</b>（全ての民間航空機やその部品など。無人航空機は除く）は、相互関税、鉄鋼・アルミニウムおよび銅に対する232条関税の対象外。</li><li>■ 関税率の修正は、<b>米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用</b>。</li><li>■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。</li></ul>